

浦添市放課後児童健全育成施設指定管理者募集要項

1 公募の目的

浦添市が設置する放課後児童健全育成施設の管理について、効率的な施設の運営及び、公平性や客観性、透明性を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び浦添市放課後児童健全育成施設の設置に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

2 施設の概要

以下の各施設について、それぞれ指定管理者を募集します。

(1) 浦添放課後児童健全育成施設①

所在地：浦添市仲間2丁目42番3号 1階

施設面積：119.64 m²

建物構造：鉄筋コンクリート造

施設内容：クラブ室、静養室、キッチン他

定員数：45名

(2) 浦添放課後児童健全育成施設②

所在地：浦添市仲間2丁目42番3号 2階

敷地面積：107.40 m²

建物構造：鉄筋コンクリート造

施設内容：クラブ室、静養室、キッチン他

定員数：45名

(3) 浦添放課後児童健全育成施設（浦添市立うらそえぐすく児童センター2階）

所在地：浦添市仲間2丁目47番5号

施設面積：97.50 m²

建物構造：鉄筋コンクリート造

施設内容：クラブ室、静養室、キッチン他

定員数：40名

(4) 前田放課後児童健全育成施設①

所在地：浦添市字前田 349 番地 1 階

施設面積：98.73 m²

建物構造：軽量鉄骨造

施設内容：クラブ室、静養室、キッチン他

定員数：45 名

(5) 前田放課後児童健全育成施設②

所在地：浦添市前田 349 番地 2 階

敷地面積：98.73 m²

建物構造：軽量鉄骨造

施設内容：クラブ室、静養室、キッチン他

定員数：45 名

(6) 浦城放課後児童健全育成施設

所在地：浦添市伊祖 2 丁目 13 番 1 号（2 階）クラブ室 1

施設面積：96.56 m²

建物構造：鉄筋コンクリート造

施設内容：クラブ室、静養室、キッチン他

定員数：38 名

(7) 浦城放課後児童健全育成施設（浦添市立浦城っ子児童センター 2 階）

所在地：浦添市伊祖 2 丁目 13 番 2 号（2 階）

施設面積：106.19 m²

建物構造：鉄筋コンクリート造

施設内容：クラブ室、静養室、キッチン他

定員数：35 名

3 指定管理者が行う業務

- 1 浦添市放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例第 4 条に規定する事業に関する業務
- 2 施設の入所の決定に関する業務
- 3 施設の保育料等の徴収に関する業務

4 施設の維持管理に関する業務

5 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関する業務で市長が必要と認める業務

4 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

5 指定管理料

指定管理候補者が申請の際に掲示した金額等をもとに、予算の範囲内で単年度毎に協定の締結により定めます。指定期間における指定管理料上限予定額は下記の通りとします。

浦添放課後児童健全育成施設①	97,201,000 円
浦添放課後児童健全育成施設②	97,201,000 円
浦添放課後児童健全育成施設 （浦添市立うらそえぐすく児童センター 2 階）	97,201,000 円
前田放課後児童健全育成施設①	97,201,000 円
前田放課後児童健全育成施設②	97,201,000 円
浦城放課後児童健全育成施設	97,050,000 円
浦城放課後児童健全育成施設 （浦添市立浦城っ子児童センター 2 階）	97,201,000 円

※浦添市放課後児童健全育成事業補助金交付規程により算定した額

6 応募資格

1 応募時点において、浦添市内で、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項及び浦添市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく放課後児童健全育成事業の運営実績が 3 年以上有する法人。

7 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、応募できません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの。
- (2) 団体又は代表者が租税公課を滞納しているもの。
- (3) 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続きを開始しているもの。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 3 又は第 198 条に違反す

る容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しないもの。

- (5) 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しないもの。
- (6) 団体又は代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの。
- (7) 団体又は代表者が指定暴力団の構成員でないことその他契約の相手方としてふさわしくないもの。

8 募集要項配布等

周知の方法：ホームページでの公開

募集要項配布期間：令和7年6月5日(木)から7月31日(木)まで

(※応募に必要な様式等は浦添市ホームページよりダウンロードすること。)

9 施設見学会及び説明会

各施設において見学会及び説明会を開催します。参加する場合は、公募説明会参加申込書に必要事項を記入の上、電子メールにてお申し込みください。

説明会申込期限：令和7年6月11日(水) 17:15まで

※応募予定者は必ず施設見学会及び説明会に参加すること

開催日時：令和7年6月16日(月)から18日(水)

浦添放課後児童健全育成施設①	6月16日(月) 10時～
浦添放課後児童健全育成施設②	6月16日(月) 10時45分～
浦添放課後児童健全育成施設 (浦添市立うらそえぐすく児童センター2階)	6月16日(月) 11時45分～
前田放課後児童健全育成施設①	6月18日(水) 10時～
前田放課後児童健全育成施設②	6月18日(水) 10時45分
浦城放課後児童健全育成施設	6月17日(火) 10時～
浦城放課後児童健全育成施設 (浦添市立浦城っ子児童センター2階)	6月17日(火) 10時45分～

10 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次のとおり行います。

(1) 質疑の方法等（※電話での質問受付はしません。）

質疑の方法	提出日時及び場所
質疑の要旨を簡潔にまとめ、質問書を電子メールで送信してください。	① 受付期間 6月19日(木)～6月27日(金)
浦添市こども未来部 こども政策課わんぱく係 電子メールアドレス wanpaku@city.urasoe.lg.jp	

(2) 回答

7月4日（金）までに質疑回答書を質疑者全員に電子メール又は浦添市ホームページで回答します（電子メールの場合は、着信確認の返信をすること）。質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答の送信が遅れる場合は、質疑者全員に別途連絡します。また、内容がプロポーザル等に影響ないと判断される場合又は、無用な混乱を招くことが危惧される場合等について質問に回答しないことがあります。

11 応募の手続

(1) 応募方法

① 提出期間

令和7年7月7日（月）から7月31日（木）まで

＊受付時間は午前8時半から午後5時

（土・日・祝日、昼12時から13時の間を除く）

② 提出方法

担当窓口でのみ受け付けます。郵送による提出はできませんので御注意ください。

③ 注意事項

登記簿謄本、納税証明書等は、提出日から3か月以内に発行されたものに限りま。又、貸借対照表、収支決算書等は、令和5年度・6年度

分を提出してください。なお、提出書類に不備がないよう御注意ください。

(2) 提出書類

様式 1～9 までを順番に並べてインデックス(見出し)を付けること。

- ① 指定管理者指定申請書(様式 1)
- ② 事業者概要書(様式 2)
- ③ 運営状況(様式 3)
- ④ 職員の状況(様式 4)
- ⑤ 企画提案書(様式 5)
- ⑥ 年間事業計画(様式 6)
- ⑦ 管理運営費提案書(様式 7)
- ⑧ 収支計算書(様式 8)
- ⑨ 誓約書(様式 9)

※②については様式以外に下記の(ア)から(ウ)を添付すること。

(ア)登記簿謄本、定款、寄付行為、団体規則その他これらに類する書類

(イ)貸借対照表及び損益計算書(販売費及び一般管理費の明細があるもの)又は収支予算書及び収支決算書(令和 5 年度・6 年度分)

(ウ)国税((税目は、法人税と消費税)、県税、市税の納税証明書(滞納の無い証明書・3 か月以内に発行のもの)

(3) 提出部数

原本を 1 部、コピーを 6 部提出

※該当書類一式を A 4 判左 2 点穴あけ綴りとして提出してください。

なお、提出書類は返却しません。

12 指定候補者の選定等

(1) 指定候補者の選定方法

プロポーザル方式を採用し、書類審査及びプレゼンテーション、ヒアリング審査により、指定管理者候補者を 1 団体選定します。選定については選定委員会を設置し選考します。

申請書類等の提出後に、申請者に対してプレゼンテーション及びヒアリングの日程を事前に通知します。

(2) 選定基準

- ① 選定は別紙の評価表により行い、各審査員の合計点の7割を基準点とし、基準点以上の得点を選定の条件とします。
- ② 各審査員の合計点が1番高い応募団体を指定管理候補者に選定します。
- ③ 応募者が1者の場合でも選定を行います。
- ④ 応募がなかった場合若しくは基準点に満たない場合は、再度募集を行うか、又は直営で管理運営を行うことを予定しています。

(3) 審査結果

指定候補者の選定は、9月中旬の予定です。審査結果については、申請者全員に文書で通知します。また、審査に関する質問や異議申し立ては受け付けません。

(4) 市議会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、浦添市議会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を経るまでの間に指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。なお、市議会の議決が得られなかった場合においては、指定候補者が本公募及び運営準備等に関して負担した費用等については、一切補償しませんので御了承ください。

13 その他注意事項

(1) 関係法令の遵守

申請書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。

(2) 追加書類の提出

浦添市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 著作権の帰属等

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、浦添市は指定候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。

(4) 費用の負担

申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

(5) 資料の取扱い

浦添市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、浦添市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

(6) 情報公開の取り扱い

指定管理者候補者が提出した申請書等は市が所有した保有した時点で情報公開の対象になります。ただし、私的財産等に係る箇所については非公開とします。

(7) 留意事項

申請者が、指定候補者の選定に関して選定委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

申請書類の提出後、辞退を申し出る場合は、辞退届を提出してください。

14 基本的事項の遵守

指定候補者が、この要項に定める基本的な事項に反した場合は、指定管理者に指定しないことがあります。

15 担当課

- ① 郵便番号 901-2501
- ② 住 所 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号
- ③ 担 当 課 浦添市こども未来部こども政策課わんぱく係
- ④ 電 話 098-876-1282
- ⑤ Eメール wanpaku@city.urasoe.lg.jp

16 選定スケジュール

令和7年6月5日(木)～ 7月31日(木)

募集に関する広告及び配布



6月16日(月)～6月18日(水)

指定管理に関する現場説明会



6月19日(木)～6月27日(金)

質問の受付期間



順次回答～7月4日(水)まで

質問の回答



7月7日(月)～7月31日(木)

申請書類の受付期間



8月中旬

申請書類審査



9月上旬

プレゼン及びヒアリング



9月中旬

指定候補者の選定